

反社会的勢力の排除に係る方針

フィリピン・ナショナル・バンク東京支店

フィリピン・ナショナル・バンク東京支店（東京支店名古屋出張所を含みます。以下「当支店」）は、反社会的勢力を排除し、被害を防止、業務の適切性及び健全性を確保するための方針を下記のとおり定めます。

1. 反社会的勢力との取引拒絶

当行との各種取引や当行が提供する各種サービス等は、以下 2 の①②③にいずれも該当しない場合に利用することができ、2 の①②③の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. 取引の停止及び口座の解約

次の各号の 1 にでも該当すると当行が判断し、お客様との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客様に通知することなく取引を停止し、またはお客様に通知することにより取引に係る契約等を解約することができるものとします。

- ① お客様が取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - F. その他 A～E に準ずる者
- ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A～D に準ずる行為

3. 本方針は、取引に係る契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本方針と抵触しない契約の格条項の効力を変更するものではありません。また、上記の件でお客様に損害が生じた時には、当行には責任がないものとします。

以上

(2015 年 11 月 20 日)